〃	第165回	1,293,970,000円	1,288,041,308円
〃	第166回	1,633,150,000円	1,625,862,422円
〃	第167回	5,237,310,000円	5,214,345,217円
〃	第168回	7,000,000円	6,968,526円
〃	第169回	28,400,000円	28,284,299円
〃	第170回	3,000,000円	2,987,599円
〃	第171回	1,200,000円	1,195,367円
〃	第172回	16,000,000円	15,938,385円
〃	第173回	8,000,000円	7,979,680円
〃	第174回	200,000円	199,499円
〃	第175回	7,300,000円	7,285,202円
〃	第179回	147,150,000円	147,135,755円
合　計		88,319,870,000円	88,043,615,734円

○農林水産省告示第六百七十四号

農業改良助長法（昭和二十三年法律第百六十五号）第七条第二項の規定に基づき、協同農業普及事業の運営に関する指針を次のように定め、協同農業普及事業の運営に関する指針（令和二年農林水産省告示第千六百九十三号）は、廃止する。

令和七年四月三十日

農林水産大臣　江藤　拓

協同農業普及事業の運営に関する指針

第一　基本的な考え方

協同農業普及事業は、農業改良助長法（昭和二十三年法律第百六十五号）の規定に基づき、都道府県が農林水産省と協同して専門の職員として普及指導員（第三の二の農業革新支援専門員を含む。以下同じ。）を置き、直接農業者に接して農業生産方式の合理化その他農業経営の改善又は農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を行うこと等により、主体的に農業経営及び農村生活の改善に取り組む農業者の育成を図るとともに、農業の持続的な発展や農村の振興等を図るものである。本事業は、これまで時代の変化に合わせて様々な農政上の課題に対応して実施され、成果を挙げてきた。

一方、今後、我が国の食料・農業・農村については、気候変動等による自然災害の多発や栽培適地の変化、国内人口の減少に伴う国内需要の減少や高齢者の引退による農業従事者の大幅な急減など、これまで経験したことのない課題に直面していくこととなる。

現在、社会全体が急速に変化し、「変動性」「不確実性」「複雑性」が取り巻く時代の中で、あらゆる事態を想定し、国民に食料を安定的に供給し続けられるよう環境整備を図るためにも、新たな食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号）の下、農業の生産性向上と持続可能性の両立や農村地域社会の維持という難しい社会課題を克服しなければならない。

このような状況に的確に対応するため、直接農業者に接して支援を行う普及指導員が、技術を核として、農業者と地域の関係者、その他の食料の生産から消費に至る各段階の関係者（以下「食料システム関係者」という。）との結び付きの構築等を通じ、担い手の育成・確保、農業者の所得の向上及び地域農業の生産・流通面等における革新を総合的に支援する役割を果たすことが必要である。

また、普及指導員がその特性を十分に発揮するためには、普及指導に係る業務に必要となる資質を有する職員を継続的に育成・確保するとともに、国と都道府県とが、協同で実施する事業として十分に連携・情報共有を図り、それぞれの役割を果たすことが重要である。協同農業普及事業において、国は事業全体の効果的かつ効率的な実施のための取組や普及指導員の全体的な資質の確保及び向上等の役割を担い、一方、都道府県は地域の実情に即した普及指導体制の構築や普及指導員の実践的な資質向上、普及指導活動の推進、就農促進に資する研修教育の提供等の役割を担っている。国及び都道府県は、こうした役割を認識し、今後の協同農業普及事業の運営を行うものとする。

第二　普及指導活動の課題と方法に関する基本的事項

一　基本的な課題

協同農業普及事業は、国の施策の展開方向及び地域農業の状況に鑑み、公的機関が担うべき役割を踏まえ、次に掲げる課題を基本とする。

1　担い手の育成・確保

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十九条第一項に規定する地域計画（以下「地域計画」という。）に位置付けられた担い手の育成・確保に向けた取組を推進する。その際、特に経営管理能力の向上に向けた指導、地域の農業者に対する農作業安全に関する研修の推進を図るものとする。

また、女性の農業経営への参画及び農村における活躍のほか、農業支援サービスや多様な人材の活用のための取組を推進する。

2　スマート農業技術、農業支援サービスの活用等による農業の生産性向上と生産基盤の強化

スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う新たな生産方式の導入、専門作業の受注等を行う農業支援サービスの活用等を通じて農業生産性の向上を図るとともに、農業生産工程管理（ＧＡＰ）の導入等による生産基盤の強化に向けた取組を推進する。

3　みどりの食料システム戦略の推進

気候変動に対する適応策の推進、営農活動に伴う温室効果ガスの排出量の削減、総合防除等による化学農薬使用量（リスク換算）の低減、化学肥料の適正利用等を通じた使用量の低減、有機農業の取組面積の拡大等「みどりの食料システム戦略」（令和三年五月十二日みどりの食料システム戦略本部決定）において掲げられた目標の実現等に向けた新たな技術導入の取組を推進する。

4　食料の安定供給の確保

肥料・飼料について国内資源の利用拡大等を通じた国際価格の影響を受けにくい生産体系の構築、農業生産資材の適切な利用等による食品の安全確保、家畜伝染性疾病予防、病害虫・雑草の発生予防及びまん延防止の対策等を通じた食料の安定供給に向けた取組、輸出拡大等を含む国内外の需要に対応した産地戦略に基づく供給力の強化、産地間連携等の取組を推進する。

5　農村の振興

むらづくり協議会等地域ぐるみの話合いを通じた地域計画の実現等に向けた合意形成支援のほか、地域資源の発掘、他分野との連携、六次産業化等の取組を通じた所得の向上・雇用機会の確保、農福連携、中山間地域等の条件不利地域の振興、鳥獣被害対策等農村の実態や要望に応じた取組を推進する。

6　東日本大震災からの復旧・復興と大規模自然災害等への対応

被災地における営農再開に向けた支援等、東日本大震災からの復旧・復興に向けた取組を推進する。

また、地震や豪雨等の自然災害に対する備えを強化する取組やこれら災害からの復旧・復興に向けた取組を推進する。